

## 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議録（令和2年7月17日17時15分）

場所：第二分庁舎6階災害対策本部室

（副本部長（くらし安全防災局長））

ただいまから、第14回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催します。まず始めに、本部長である黒岩知事からごあいさつをお願いします。

（本部長（知事））

お疲れ様です。新型コロナウイルス感染症の最近の感染状況は、首都圏で新規感染者が急増しております。本県でも緊急事態宣言が解除されてから、最も多い水準で推移しています。こうした中、本日県内の新規陽性患者数が43名となり、神奈川警戒アラートの発動基準である、直近7日間の平均の新規陽性患者数が33名を超えました。このため、本日神奈川警戒アラートを発動し、これに伴う県民や事業者の皆様への要請について議論してまいりたいと考えております。WITH コロナの時代にあって、今まで以上に感染拡大防止と社会経済活動の両立をしっかりと図ることが重要です。引き続き、全庁を挙げた取組が欠かせないので、よろしくお願いします。

（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。それでは、早速議題に入ります。本日の議題は、神奈川警戒アラートの発動について、であります。お手元の資料に基づきまして、順次担当局長から説明をお願いします。

まず最初に、神奈川県内における新型コロナウイルス感染状況として、一番と二番について、健康医療局からよろしくお願いします。

（副本部長（健康医療局長））

先ほど、本部長の挨拶にありましたが、県内の新型コロナウイルス感染状況につきましては、緊急事態宣言が解除されました5月25日以降、県内の感染者の状況について、新規陽性患者数10人以下の状況が6月29日まで続いておりましたが、ここ数日緊急事態宣言が解除されて以降、最も多い水準で推移しているというところでございまして、本日、7月17日の新規陽性患者数が43名というところでございます。神奈川警戒アラートの発動基準でございます。後ほどご議論いただく対処方針の別紙に、神奈川警戒アラート指標というものが出てございます。対処方針の5ページ目でございますけれども、そちらに、クラスターによる新規陽性患者の方を含めて33人、すなわち人口10万人当たり感染者数が1週間に2.5人に相当します230人の1週間の平均、それが33人でございますが、そちら以上となった場合に翌日までには神奈川警戒アラートを発動するというのが対処方針

として定められているところでございます。そして、さきほどの感染状況の二番でございますけれども、7月11日から17日の7日間の累計が234名と言うことでございまして、平均いたしますと、1日あたり33.43人というところでございます。ですので、現在、神奈川警戒アラートの指標を本日達したというところでございます。説明は以上です。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ただ今、健康医療局長から神奈川警戒アラートの発動基準を超えたという説明がありました。これをもちまして、自動的に警戒アラートを本県においては発動するというところでございます。本部長、まずは発動することについてよろしいでしょうか。

(本部長 (知事))

はい。神奈川警戒アラート発動です。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。引き続き、私の方から、改めて確認も含めて説明します。神奈川警戒アラートが発動された場合、本県としてどのような対応を取るかにつきまして、外出自粛要請について、資料がございます。これは、5月25日、緊急事態宣言が解除された日に行った本部会議の資料を改めて提示するものです。この真ん中にあるとおり、神奈川警戒アラートが発動された場合には、まず県民の皆様には特措法の第24条第9項に基づき、ガイドラインに沿った感染防止対策を行っていない場所への外出を控えていただくということで、これは広義の意味ですけれども、県民への外出自粛要請の扱いになります。この2日後に本県では感染防止対策取組書の取組をはじめましたので、取組書を貼っていないところには外出を控えるというニュアンスにも読み替えられるところで、次のページになりますけれども、事業者の皆様には神奈川警戒アラートが発動されたときにどうするか、につきましても、5月25日に確認をしております、事業者の皆様にはガイドラインに基づく本県独自の取組書に基づく感染防止対策を再確認していただいて、徹底を呼びかける、これも特措法第24条第9項に基づき行うということで、対処方針にも類似の表現がなされている。この2点について、警戒アラートが発動されたことによって要請するという整理でございます。また、ペーパーにはありませんけれども、5月25日以降の動きとして、神奈川警戒アラートが発動された場合には、医療提供体制について、必要な即応病床数を2週間以内に確保するということが前回の本部会議で対処方針に記載したところですが、この3点についてアラートが発出された場合に一定の整理を行うということですが、1点目の県民の皆様には感染防止対策を行っていない場所への外出を控えること、それから事業者の皆様には感染防止対策の再確認、徹底を呼び掛けることにつきましては、こののち、知事からメッセージとして発出いただきたいと存じますが、3点目の医療体制を、2週間以内に必要な即応体制を確保するという点について、改めてここで

確認させていただきます。元の資料、一番最初の資料に基づきまして、3番の病床の利用状況以降につきまして、阿南統括官からよろしいでしょうか。ご説明をお願いします。

(阿南医療危機対策統括官)

では、3番目の病床の利用状況、これは日々更新して公開している内容でございますが、色がついているところ、青色、白黒の方は色が濃いところと考えていただければよいのですが、今現在用意されている病床に対して実際に入院患者が入っているか、これは非常に低いところで抑えられていて、必ずしも病床はひっ迫していない。これらのことを少し踏まえまして、医療体制をどのように考えるのか、4番に移りますが、少し細かくデータを解析してみようと思います。まずは年齢別の感染者の推移でございます。4月から7月までの4か月を月ごとで年代別に見てみます。4月、5月に関して言いますと、年齢層も各年代に均等に分かれていて、高齢者がそれなりの一定の比率を占める、このようなことが見て取れるのですが、右側の2列、6月、7月に関して言いますと、若年者、特に20代が非常に大きな幅を占めていて、若い人たちが多いということが見て取れます。下段の方に行きますと、世代としては若年、中年、高年の3つくらいのところに分けて、青、赤、緑で示させていただいております。これらの推移を1月以降7月16日までの間を折れ線グラフで示しています。こうしてみますと、6月の下旬から7月にかけて、グラフの右側、ここを見ますと、非常に青線、白黒の方は実線ですが、30代までの若年層の方がこの所急速に増えてきているのが見て取れます。少し細かく見ると、色がついている方は赤色、白黒の方は点線で示されていますが、40代から50代の方がこのところ数日間、急激に増えてきている傾向が見て取れます。おめくりいただきまして、昨今、取り沙汰されている東京都との関連を見てみますと、青色の数値は新規患者数ですが、この中で東京都との関連が示唆される数を折れ線グラフで示しています。この数値で見ますと、東京都関連がグイグイと増えてきているということはございませんが、一定数、常に東京関連の方がいるという状態が続いているということが分かります。下段の方、感染経路別にどういことが見て取れるのか、これは6月から7月にかけて、棒グラフの左側、6月の後半を見ていただきますと、色がついている方は緑色のところに接待飲食店関連とありますが、こういった方が一定数見られますが、昨今、右側に向かいますと、7月の中旬にかけて、色がついている方は赤色の、家庭内感染というのが増えてきています。もう一つ、色がついている方は青色の職場内感染が、7月8日以降見えるようになってきたというのが、一つの特徴かと思えます。これらのことから推測含めて考えるのであれば、若い方が当初感染をしていたのですが、その方が家庭内に持ち込んで、家族内感染をして、各世代に広がっていくというのがあるのではないかと。その結果としては、更に横の広がりとしては職場への広がりといったことも懸念される要素の一つであるというふうに思われます。次のページですが、私どもは推計モデルをベースにして将来的な対策を打ってきたのですが、黒線と赤線で示されている2つの線を見ていただきますと、これが推計モデルです。

国から示された推計モデルに基づきますと、下の線は黒で示されていますが、これは新規患者数の推計です。これに対して実線で示されているのが、実際の本県の数ですが、推計モデル通りに新規患者数が発生しているということが見て取れます。やはりこれは患者の増加に関して推計モデルが一定の予測どおりであるということを示しています。一方、入院患者数に関して赤色、上側の点線で示されているのが推計モデルですが、実線で示された赤色の上の線は、少し推計モデルとのずれを見て取ることが出来ます。見方としては、ゼロから始まらないで、赤い実線の部分は 50 程度のところからスタートしています。これは第 1 波の残り、第 1 波がゼロにはなっていないので、そこがスタートになっています。そこから見ますと、現在、101 名まで入院患者が増えていますが、プラス 50 人ですので、推計モデルの上がり方に比べると非常になだらかな上昇で入院患者が増えている傾向があまり見て取れないととらえることが出来ます。下段の方のグラフは、先日発表させていただきました神奈川警戒アラートの発出の根拠になる推計モデルでございますが、国が示した基準日、ここが本日に当たるわけですが、この時点で本来の推計モデルのとおりであるならば、151 という数値が見て取れると思えますが、国の基準日ゼロのところ、この時点で 151 名の入院患者がいて、この推計モデルのとおりとなるはずですが、7 月 16 日、昨日の入院患者数が実際には 101 名でありまして、先ほどお話ししたように、実際の数と推計値との間に差がございます。

おめくりいただきまして、5、これらのことを踏まえまして、今回、神奈川県としましてはアラートを発出ということになろうかと思いますが、当初、医療機関に対してはアラートの発出と同時に病床の拡大をお願いするという考え方でございましたが、このところに関しては、先ほど説明させていただいたとおり、実際の数と推計モデルとの乖離があることを踏まえまして、現時点では病床の拡大に関する要請は少し見合わせて良いのではないかと考えております。実際に病床拡大をお願いするタイミングとしては、推計モデルにあるように、150 人程度になった時点を目途に再度検討することが妥当ではないかと考えている次第です。以上です。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。ただいま、阿南統括官の方から、現状を踏まえつつ、前回の対処方針で確認されたアラートが鳴ったら直ちに 2 週間以内に即応体制を確保するという事は、少し現実からすると離れているかなというところで、5 番の新たな県の対応ということで、入院者が 150 人程度となった時期を目安に改めて要請について検討する、という方向性が示されたということかと思えます。これに関しまして、構成員の皆様から何かご意見等がありましたらよろしく願いいたします。

(副本部長 (首藤副知事))

要するに、阿南統括官のご説明だと、新規感染者の中に若年者が多いので、若年者の方

が入院率が少ないので、ベッドが埋まっていないという理解でよろしいですね。それと、もう一つ重要なのが、若年者と高齢者の平均在院日数にも、今のところデータとして差があるのかどうか、念のため確認させていただきたいと思います。若年者の方が平均在院日数が短いということであれば、その分もベッドの余裕に繋がってくるのかと思いますので、確認させてください。

(阿南医療危機対策統括官)

まず、第一点目でございますが、おっしゃられるとおり、若年者に関しては、入院適用になっている方が非常に少ないです。現在、ホテルなどの宿泊療養施設で療養していただいている方が大半、一部が自宅での療養といったケースもありますが、基本的には療養でございまして、入院になっていないというのが、若年ならではの特性と思いますが、はっきりと数値に出ております。もう一つ、在院日数に関しましては、具体的な数字は今把握しておりませんが、もう一つ在院日数に影響するものとしては、重症度の問題が絡みます。高齢者であれば、やはり若年者に比べまして、重症化率が高いということが言われておりまして、重症化すると、入院期間が非常に長くなり、このところを踏まえ、実際にご高齢の方の比率が高くなれば、入院期間が長くなる傾向がみられる。一方、若年者であれば、入院したとしても、非常に短い期間での退院に至る。このところは今具体的な数字はございませんが、傾向としては医学の世界では一般的に言われておりますので、その通りだと考えてございます。

(副本部長 (首藤副知事))

了解しました。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

そのほかはいかがでしょうか。

(政策部 (政策局長))

質問ですが、この150人を目安にというお話なのですが、今、国の方で示している151人というところと、人数的にはそれに追いついたところを見てということなのでしょうけれども、そうなってきたときに、勢いというか、傾きは、国の想定のところと、傾きが大きくなっている場合、同じ150人であっても、違ってくるのではないかという感じもするのですが、その辺は大丈夫でしょうか。

(阿南医療危機対策統括官)

おっしゃられる通りで、今回示させていただく前に、その点を検討させていただきました。一つには、おそらく傾きとしては緩い傾きであろうと。150人は一つの目安としてい

ただきたいと思っています。絶対的な数値ではないと。その時の傾き方、上昇率が緩やかであるならば、むしろ150人に至ったとしても、更に後ろでも構わないだろうという判断になりますし、逆に非常に立ち上がりが大きいのことであれば、150人よりも前に、ということも考えないとならない。このところは、この先、少しモニタリングをさせていただく中で判断させていただきたいと思っております。

(副本部長 (首藤副知事))

今の阿南統括官のお話だと、このまま若年層を中心とした感染が続いて拡大している場合は、おそらく151人に達した後の患者数の伸びも想定よりも少し収まるであろうと。ただ、ここからまた更に中高年層に拡大が広まり、感染のパターンが変わってきた場合は、相応のリスク管理が必要になると、そういう理解でよろしいでしょうか。

(阿南医療危機対策統括官)

おっしゃられるとおりでございます。ベッド数の前に、年齢層のところで説明させていただいたように、将来的な予測になりますが、危惧されるのは若年層から入りましたが、家族内あるいは職場を含めて年齢層の拡大。若年層に限らず、様々な年代に広がる、そういったことが危惧される1点でございますので、これもモニタリングの過程の中で高齢者が増えていくようであれば、先ほどの話に繋がるところで、急激なカーブで入院が増えてくる、そういった傾向がみられると思いますので、おっしゃる点に注目しながらモニタリングを進めるということでございます。

(副本部長 (首藤副知事))

了解しました。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

その他いかがでしょうか。本部長から何かございますか。

(本部長 (知事))

今日、警戒アラートを出しましたけれども、これをどの段階で解除するかという問題があります。そのあたりはどうしますか。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

本日、神奈川警戒アラートを発出することになりましたが、現時点で対処方針上、この発出した警戒アラートを解除する、という方向性については、明確な規定はございません。発出する場合はオートで、ということで、本日、発出することになりましたが、明日、ゼロ人で、33を切ったからオフにするか、というのは現実的ではないということもござ

ざいますので、やはり長期的な傾向を見据えつつ、解除については改めて本部会議で議論していくということが現実的であろうかと思えます。また、そこで具体的に数値指標を作るのか、ということにつきましては、阿南統括官など専門家の意見を聞きながらと考えておりますが、今は基本的に上昇する方向ということですので、まだ解除の段階について、しっかり議論するということについてはしばらく先と考えています。

(本部長 (知事))

了解しました。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

それでは、ただいま阿南統括官からお話ございましたけれども、今回までの対処方針の中で、神奈川警戒アラートが発出された場合には、2週間以内に必要な即応病床数を確保するという整理をしていましたが、現時点における入院動向を見据えたうえで、この5番に記載してありますとおり、今回のアラート発出に当たっては、医療機関に対して病床拡大の要請を直ちに行わないということ、病床の拡大につきましては、今後の入院患者数の動向を踏まえて、一つの目途として入院者が150人程度となった時期を目安にその伸び方の角度なども含めながら改めて検討していく、という方針になりますけれども、こういった方向性で、また後ほどご説明しますが、対処方針を直していくということで、本部長よろしいでしょうか。

(本部長 (知事))

はい、結構です。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

それでは、ただいま本部長のご了解をいただきましたので、神奈川警戒アラート発出に伴って県民の皆様には要請すること、事業者の皆様には要請することについては、従来の考え方を踏まえて、また、2週間以内の即応病床数の確保については、ただいまのような方針とするということについて確認しました。

それでは、続きまして、この際、神奈川警戒アラートの発出に関して、知事からメッセージをいただきたいと存じます。ただいま確認された事項も含めてのメッセージでございますので、恐縮ですが知事からお願いいたします。

(本部長 (知事))

はい、それでは知事メッセージであります。

本県における新型コロナウイルス感染症の新規陽性患者数は、ここ数日、緊急事態宣言が解除された以降、最も多い水準で推移しています。

県は、直近7日間における平均の新規陽性患者数が33人を超えた場合に、直ちに神奈川県警戒アラートを発出して、県民や事業者の皆さんに警戒を呼びかけることにしています。本日、このアラート基準を初めて超える状況となりました。

そこで県は、神奈川県警戒アラートを発出し、特措法第24条第9項に基づき、県民・事業者の皆さんに、次の事項を要請します。

＜県民の皆さんへ＞

- ・3つの密を避けるなど感染対策の用心を徹底してください。
- ・感染防止対策がなされていない場所には行かないでください。

＜事業者の皆さんへ＞

- ・テレワークや時差出勤など、人との接触機会を減らす取組を徹底してください。
- ・県が普及している「感染防止対策取組書」と「LINEコロナお知らせシステム」の掲示を徹底してください。

なお、今回のアラートでは医療機関に対して、病床拡大の要請を行いません。病床拡大については、今後の入院患者数の動向を踏まえ、必要な時期に改めて要請します。

本県は、これまでの感染観察（緑信号）から感染拡大注意（黄色信号）の局面に入りました。皆さんには、改めて、ウイルスは身近にあるという意識を持って、徹底用心をお願いいたします。改めて申し上げます。「感染防止対策取組書」、これが掲示されていない店には行かないでください。よろしく願いいたします。

（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。知事メッセージを発出いたしました。最後になりますが、対処方針の一部変更がございましたので、改めて本日修正をさせていただきたいというものです。新旧対照表がついておりませんので、改正箇所について、私の方から補足しながらご説明させていただきたいと思っております。

2ページ目になりますが、（4）感染拡大（2波）に向けた対応のア、モニタリングと神奈川県警戒アラートの発出の3マル目であります。従来は「神奈川県警戒アラートを発動した場合は、県民に外出自粛を要請するとともに、事業者に感染防止対策の再確認や徹底を呼びかける」という表現になっておりました。

ただいま知事からは、感染防止対策取組書が掲げられていない場所へ行かないでくださいというメッセージがありましたが、県民の皆様が一般的に外出自粛要請という言葉を受け取った時に、緊急事態宣言下における、家から出ないでくださいというようなニュアンスで受け取られがちであります。この、外出自粛要請の言葉というのは、特定の場所に行かないでくださいということも、広い意味での要請に当たりますので、間違った使い方をしているわけではございませんが、県民目線に立った時に本日のアラートをもって、外出自粛の要請が出たという受け止めを考えたときに、ここは表現をしっかりと直したほうがよろしいだろうということで、「外出自粛を要請する」という表現から、「感染防止対策取

組書が掲げられていない場所に行かないこと」というふうに分かりやすく整理をさせていただいたところでもあります。

それと、記載はございませんが、ただいまのマルの「呼びかける」の後に、前回の本部会議において、「併せて医療提供体制について、必要な即応病床数を2週間以内に確保する」という表現を入れておりました。まず、場所として、(4)の今の白マルの位置は、大きな2番、まん延防止対策というところに入れておりましたので、これは医療体制の問題ですから、その下の大きな3番、サーベイランス・医療の提供、医療体制の維持、こちらの方にむしろ分類すべきであろうという感覚から、次のページの4番の経済・雇用対策等の直前に移しています。まず、医療体制の話なので、こちらの方に白マルを置きましょうということと、先ほど、阿南統括官の説明を踏まえて、一部方針変換をしましたものを正確に表すために、「医療提供体制について、神奈川警戒アラートを発動した場合は、必要な即応病床数を入院患者数の動向を踏まえ、入院者が150人程度となった時期を目安に医療機関に対して、病床拡大の要請を検討する。」と、このように変更しました。

以上、2点につきまして、本日をもって対処方針を変更したいと考えております。説明は以上でございますが、この点につきまして、何かご意見等がございましたらよろしくお願いたします。

(副本部長 (武井副知事))

1点だけ確認よろしいでしょうか。対処方針の3ページ目、最後にくらし安全防災局長が説明された医療提供体制なのですが、従来の表現では、アラートが発出された場合に、医療提供体制について必要な即応病床数を2週間以内に確保するというところで、2週間という期間が入っていたのですが、今回、必要な即応病床数を2週間以内に確保できるよう、といった表現はあえて必要なくて、150人程度となった時を目安に検討する、ということでもよろしいのか。つまり、2週間以内に確保するという要素を今回外すわけでありませけれども、それについての妥当性を確認したいのですが。

(阿南医療危機対策統括官)

意味合いとして2週間以内に病床を確保するというのを、外したつもりではなかったです。これは、医療機関に事前をお願いしてあることとして、アラートの発出と同時に、2週間以内に病床を確保してください、推計モデルに基づいて、この根拠となっておりますので、そのところは前提ということですので、この中で読めないという可能性があるのであれば、入れておいた方が良かなとは考えますが、当初は、この中でも2週間という意味合いは包含しているかと考えていたものですから、ここはご判断いただければと思います。

(副本部長 (武井副知事))

了解しました。そうしましたら、この文章の中で、医療提供体制について、神奈川警戒アラートが発動した場合は、必要な即応病床数を、「2週間以内に確保できるよう」という表現を加えれば、おそらく文章は繋がるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

それでは、今、阿南統括官からお話がありましたとおり、2週間以内というのも消したわけではない、ということでございますので、ただいま武井副知事から修正案がありました、必要な即応病床数を、「2週間以内に確保できるよう」入院患者数の動向を踏まえ、というように文言を付け加えるということにつきまして、特に問題ないようでございますので、そのような方向で修正することとしてよろしいでしょうか。本部長よろしいでしょうか。

(本部長 (知事))

はい、了解しました。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

それでは、再度確認をさせていただきます。

即応病床数を、の後に「2週間以内に確保できるよう」、この文言を入れるということで本日付けで対処方針を改正したいと存じます。

そのほか何かございますか。

それでは、本日予定されていた議題は以上でございますけれども、最後に本部長から、何かございましたらよろしく願いいたします。

(本部長 (知事))

一時は感染者ゼロの日もあったわけでありまして、収束してきたのかなと思いましたが、残念ながら神奈川警戒アラートを発動することになりました。緑信号から黄色信号へなったということでもあります。まさに正念場、これはしっかりと心を一つにして県庁一丸となって、これ以上患者を増やさないようにしっかりと対応していきたいと思っておりますので、患者を増やさない、感染拡大を防ぐとともに経済のエンジンを回していくという、これは難しい両立でありますけどしっかりとやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。それでは本日の会議はこれで終了いたします。